

防災訓練奨励費交付要綱

平成4年4月1日
区 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が大地震及びその他の災害時において応急対策活動を効率的かつ機動的に実施出来るよう、各種の地域防災訓練（以下「訓練」という。）を自発的に行うことを奨励するために、防災訓練奨励費（以下「奨励費」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 奨励費の交付対象は、区長が認めた住民防災組織（以下「組織」という。）及び区民消火隊（組織の消火班等として位置づけられる。以下「消火隊」という。）とする。

(訓練内容)

第3条 訓練の実施内容は、次の各号に掲げる事項とし、組織及び消火隊が主体となって自発的に行う訓練とする。ただし、防災資器材点検のためのポンプ操作、子供会での映画上映等は除く。

(1) 組織が実施する訓練は次のとおりとする。

ア本部運営 イ出火防止 ウ安全行動 エ情報伝達
オ避難誘導 カ初期消火 キ救出救護 ク給食給水
ケ起震車 コ煙体験ハウス サ集合住宅用隔壁板 シその他

(2) 消火隊が実施する訓練は次のとおりとする。

ア参集・点呼 イ情報伝達 ウ規律訓練 エポンプ操法 オその他

(奨励費の額)

第4条 奨励費の額は、組織又は消火隊が実施する1回の訓練につき1万円とする。

2 前項に定める1回の訓練とは、前条第1号アからサまで又は第2号アからオまでのそれぞれ全部又は一部を実施し、区又は防災機関等により確認された場合をいう。

(計画書の提出)

第5条 訓練を計画する各住民防災組織本部長（以下「本部長」という。）は、組織又は消火隊が訓練を実施しようとする日の14日前までに、訓練実施計画書を区長あて提出するものとする。

(報告書の提出)

第6条 本部長は、訓練実施後、速やかに組織及び消火隊の訓練に関し、区長あて訓練実施報告書を提出し、訓練結果を報告するものとする。

(奨励費の交付)

第7条 区長は、前条の報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、当該本部長に対し奨励費を交付する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。